都道府県・ 政令指定都市名	大阪市

## 1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課(室)名	市民局市民部男女共同参	画担当				
担 当 職 員 数	14	人	(専任	14	人、兼任	人)

### 2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名			称	大阪	市男女	大共同	参画推	進進本	部			
設置	年月	日・	根 拠	平成	18	年	12	月	8	日	根拠:	大阪市男女共同参画推進本部設置要綱
長	の	役	職	市民	局長							

## 3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会	議	の	名	称	大阪	市男女	共同参	多画著	<b>罫議会</b>	₹						
設	置	年	月	日	平成	15	年	8	月	20	日					
構		成		員				15	5	人	(女性	8	人 、男性	7	人)	

## 4 男女共同参画に関する計画

	計画期間						平成	18	年	4	月~	~	28	年	3	月
名	称	大阪	市男女	共同参	画基本計画-	-大阪市男	女きらめき言	一画十								
改定・見直しの	の予定時期	平成	23	年	月	日	← 兼	定の場	合はC	)をつけ	トてくださ	さい。				

#### 5 男女共同参画に関する条例

ガメ共同参画に関する宋例																
有の場合	名			称	大阪	市男	女共同	司参画	推進多	€例						
	公	:	布	日	平成	14	年	12	月	4	日					
	施	;	行	日	平成	15	年	1	月	1	日	(一部	平成15年	7月1日並	びに8月20日	1施行)
	改		Œ	日	平成		年		月		日					
	改	Œ	内	容												
	5	女正が つ	予定され	ている場	合、改正	予定	時期:		平成			年	月			
無の場合	í	制定等に	こついて	検討中(あ	れば、具体	本的に)	1									
※ どちらかにOを つけてください。	!	持に検	討してい	ない												

調査時点コード	-	亚世22年4月1日	_	亚母22年5月1日	^	その他:平成 年	=		
調合ははコート		1 平成22年4月1日	7	<b>平成22年5月1日</b>	.3	1 をの他:平成 年	Ŧ.	н	

## 6 審議会等委員への女性の登用

				_
目	標	値	平成27 年度まで 40 % 年度まで % 年度まで 9	%
根		拠	「大阪市男女共同参画基本計画ー大阪市男女きらめき計画ー」	
象となる審	議会等	の範囲	法律または条例等により設置されている審議会等	
標の対象で	である審	議会等に	調査時点コード 1 委員会等数 ( 55 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 54 )	)
ける登用物	犬況		延総委員等数 ( 2,047 ) 延女性委員等数 ( 712 ) 女性比率 ( 34.8 )	
うち法律ま	たは政令	に基づく	調査時点コード 1 委員会等数 ( 20 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 19	)
審議会等	における	<b>登用状況</b>	延総委員等数 ( 1,600 ) 延女性委員等数 ( 545 ) 女性比率 ( 34.1 )	
			調査時点コード 1 委員会等数 ( 19 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 19 )	)
		議会寺	延総委員等数 ( 1,626 ) 延女性委員等数 ( 546 ) 女性比率 ( 33.6 )	
自治法(第	180条の	5)に基	調査時点コード 1 委員会等数 ( 6 ) うち女性委員を含む審議会等数 ( 4	)
委員会等に	おける登	用状況	延総委員等数 ( 144 ) 延女性委員等数 ( 25 ) 女性比率 ( 17.4 )	
目標値以タ	┡の目標	設定	継続的に全ての審議会等に女性委員を登用する。	
人材名	簿作成(	の有無	有 〇 (公表 ・ 非公表 〇 ) ・ 無 ・ 作成予定有	
人材名	簿が有る	る場合	掲載人数 941 人 (平成 15 年 月現在)	
			人材育成事業の実施の有無有無無の	
7	•	<i>1</i> th	委員の公募 有〇・無	
て	U)	怛	その他 「審議会等委員への女性の登用促進要綱」を定めている	$\Big]$
	根象となる審標のの表示を表現である。 おり はない かき はい かき はい	根象となる審議会等標の対象である審議会等にはる登用状況 うち法律または政会審議会等における登別ななければならない報ける登別状況(*) 自治法(第180条の委員会等における登場では、第180条の委員会等における登場である登場である。 人材名簿が有る人材名簿が有る	根拠象となる審議会等の範囲標の対象である審議会等にはる登用状況 うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況 又は政令により地方公共団体かなければならない審議会等ける登用状況(*) 自治法(第180条の5)に基委員会等における登用状況 開標値以外の目標設定 人材名簿作成の有無人材名簿が有る場合	根

<sup>(\*)</sup> 平成22年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの (参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

## 7 女性公務員の採用・登用状況 ※

※該当する時点の番号に〇をつけてください。

(1)管理職のる	<b>主職状況</b>	調査時点コー	ド ① 平成22年4	月1日 2 平成2	2年5月1日 3	その他:平成	年 月 日			
		一 管理職総数			女性管理職の内訳					
		日生职心奴	うち女性管理職数	女性比率	部局長クラス	次長クラス	課長クラス			
		(人)	(人)	(%)	(人)	(人)	(人)			
		(A)	(B) = (C+D+E)	(B/A)	(C)	(D)	(E)			
本庁	計	1,385	123	8.9	12		111			
本门	うち一般行政職	1,048	88	8.4	12		76			
支庁・地方	計	1,219	151	12.4	6		145			
事務所	うち一般行政職	498	78	15.7	2		76			
全体	計	2,604	274	10.5	18	0	256			
土仲	うち一般行政職	1,546	166	10.7	14	0	152			
再掲	警察本部									
177 763	教育委員会	69	10	14.5			10			

# (2)女性公務員の採用状況

平成21:	年 / 日 1	D~	22年3	日 21 日

	総 数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上 級	185	84	45.4
うち 警察本部			
中 級	17	14	82.4
うち 警察本部			
初 級	78	20	25.6
うち 警察本部			
全 体	280	118	42.1
うち 警察本部	0	0	

## (3)女性採用・登用のための措置 ※実施しているものに〇をつけてください。

- 1. 女性の採用目標の設定 具体的目標(
- 2. 女性の管理職登用目標の設定 具体的目標(
- 3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定
- 4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置
- 5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置
- 6. その他 (内容:

### 8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

CANDED AL	L 47 / C	-0202101	1 1 J.O. 10 ED										
						愛称	通称	設置	年月日		施設	形態	
	1 :	大阪市立:	男女共同参	画センター	中央館	クレオ大阪	中央	平成13年	10月	0	単独施設	:	複合施設
	2 :	大阪市立:	男女共同参	画センター	北部館	クレオ大阪	北	平成5年6	月		単独施設	0 :	複合施設
名 称	3 :	大阪市立:	男女共同参	画センター	西部館	クレオ大阪	西	平成6年1	1月	0	単独施設	:	複合施設
	4 :	大阪市立:	男女共同参	画センター	南部館	クレオ大阪	南	平成8年3	月		単独施設	0 :	複合施設
	<b>⑤</b> :	大阪市立	男女共同参	画センター	東部館	クレオ大阪	東	平成10年	3月		単独施設	0 :	複合施設
	(1) B	郵便番号	: 543-	0002	住 所	f: 大阪府	大阪市天王	寺区上汐	5-6-25				
		電話番号	: 06-6	770-720	00		FAX番	号: 06	6-6770-	-770	05		
	(2) H	郵便番号	: 533-	0023	住 所	f: 大阪府	大阪市東淀	川区東淡	路1-4-2	21			
		電話番号	: 06-6	320-630	00		FAX番	号: 06	6-6320-	-757	75		
	③	郵便番号	: 554-	0012	住 所	f: 大阪府	大阪市此花	区西九条	6-1-20				
所在地等		電話番号	: 06-6	460-780	00		FAX番	号: 06	6-6460-	-963	30		
	(4) B	郵便番号	: 547-	0026	住 所	f: 大阪府	大阪市平野	区喜連西	6-2-33				
		電話番号	: 06-6	705-110	00		FAX番	号: 06	6-6705-	-114	10		
	(5) H	郵便番号	: 536-	0014	住 所	f: 大阪府	大阪市城東	区鴫野西	2-1-21				
		電話番号	: 06-6	965-120	00		FAX番	号: 06	6-6965-	-150	00		
	ホーム	ムページ:	http://www	.creo-osak	a.or.jp/								
	1. 旅	施設管理	〇 指定管	理者(名称	: 123	大阪市男女	:共同参画推	進事業体	(代表者 貝	オ団法	去人大阪市	女性	協会))
			〇 指定管	理者(名称	: ④大阪	市男女共同	参画推進事	業体(南)	(代表者	財団	法人大阪市	女性	協会))
英田 医带主体			〇 指定管	理者(名称	: ⑤財団	法人大阪党	働協会						)
管理•運営主体	2. 事	<b>事業運営</b>	〇 指定管	理者(名称	: 123	大阪市男女	共同参画推	進事業体	(代表者 則	计团法	去人大阪市	女性	協会))
			〇 指定管	理者(名称	: ④大阪	市男女共同	参画推進事	業体(南)	(代表者	財団	法人大阪市	女性	協会))
			〇 指定管	理者(名称	: ⑤財団	法人大阪党	働協会						
職員数	常勤	ի 59	人、	非常勤	43	人	予算額	平月	成22年度		581,074		千円

		* 実	施しているものに〇を付し、主な事項を記入してください。	
主な事業	0	1.	広報啓発(主な事項: 情報誌の発行、ホームページの運営	)
	0	2.	講座(主な事項: 種々の講座等の開催	)
男女共同参画・	0	3.	相談事業(主な事項: 女性のチャレンジ相談、女性・男性の悩みの相談、DV専門相談等各種相談を実施	)
女性に関する	0	4.	情報収集・提供(主な事項: 各館でレファレンスコーナーを運営	)
[ ŧo ]		5.	苦情処理(主な事項:	)
	0	6.	交流促進(主な事項: クレオフェスタの開催	)
	0	7.	企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項: 企業への出前セミナーの開催	)
	0	8.	国際交流・海外派遣事業(主な事項: 日本語教室等多文化共生をめざした事業を実施	)
	0	9.	調査研究(主な事項: 男女共同参画に関する基礎データの収集、調査、研究開発等を実施	)
	0	10.	その他(主な事項: 女性の起業準備オフィスの提供、地域において男女共同参画をめざすグループ活動の支援等	)

#### 9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称	①大阪市男女共同参画施策推進基金、②財団法人大阪市女性協会	基金•基	本財産額	① 1,616,610 ② 200,000	千円
設置年月日	① 平成4年4月1日、② 平成5年2月1日	出資者	①大阪	市·寄付、②大	阪市

## 10 民間団体(女性団体等)との連携

(1) 地方公共団体と民間団体(女性団体等)との連携 ※該当するものに〇をつけてください。

- 〇 1. 民間団体の組織化((2)へ)
- 〇 2. 地方公共団体と民間団体との意見交換会の開催
- 〇 3. 地方公共団体からの民間団体への各種情報提供
- 〇 4. 地方公共団体から民間団体への助成金の交付
- 〇 5. 地方公共団体から民間団体への事業委託
- 〇 6. 地方公共団体と民間団体との共催事業の開催
  - 7. チャレンジ支援ネットワーク
  - 8. その他 / 主な事項:

\*(2)民間団体(女性団体等)のネットワーク

各種女性団体連絡協	〇 有 名称等: 大阪市女性会議 無		加盟団体数	46団体
議会等の有無			会 員 数	
地方公共団体からの 助成・委託事業実施の	有			
有無	) 無			
	) 1. 定例会議(情報交換会等)の開催	É		
活動内容	2. 機関誌の発行			
※実施しているものに	3. 広報啓発パンフレット作成			
○をつけてください。	) 4. その他 🏻 ┌ 内容:男女共同参	画に関する情報の提供		j
	(			J

- 11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況 ※該当するものに〇をつけてください。
  - 1. 担当者連絡会議の開催
  - 2. 市町村職員研修会の開催
  - 3. 市町村アドバイザー養成講座等の開催
  - 4. 関係情報の収集提供
  - 5. 審議会等女性登用の働きかけ
  - 6. 補助金等の交付 名 称 : 交付先 :
  - 7. その他 / 内容:

12 職員研修の実績状況 ※実施しているものに〇をつけてください。

- (1) 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施
  - 1. 職員向け男女共同参画・女性問題についての講演会、研修会等を実施
  - 2. 一般職員研修に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
  - 〇 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
- (2)女性職員の研修受講への配慮
  - 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
  - 2. 研修受講職員の男女比を配慮
  - 3. その他 / 内容:

## 13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	21年度予算 (千円)	22年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	690,718	645,197	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.0590 %	0.0517 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	16,792	29,079	

# 14 平成22年度実施予定事業

平成22年度実施予定事業				
実施予定事業の内容 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。				
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期	
1. 委員会·懇話会 ·大阪市男女共同参画推進本部	男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ円滑に 推進するための全庁的組織	35人	通年	
・大阪市男女共同参画審議会	男女共同参画基本計画の策定、変更、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議	15人	通年	
・大阪市女性会議	本市男女共同参画施策の進捗状況について説明し意見 聴取を行うとともに、団体相互の情報交換と交流を深める	46団体	通年	
<ol> <li>広報啓発         <ul> <li>各区女性のつどい事業</li> </ul> </li> </ol>	男女共同参画社会の実現に向け、住みよいまちづくりの 視点から地域の今日的な課題を男女がともに考えるた め、各区で講演会等を開催する	約7,000人	7月~3月	
・情報誌クレオの発行	男女共同参画に関する各種情報の発信、関連するクレオ 大阪開催のセミナーについて紹介		年4回	
・ 啓発資料の発行	男女共同参画についての今日的課題に関する理解を深めるための媒体の作成		年1回	
・ホームページの運営 3. 講座	クレオ大阪ホームページを運営し、館の事業等を紹介		随時更新	
・男女共同参画セミナー	クレオ大阪において、男女共同参画社会の実現に向けた 諸問題についての知識の修得、人材の育成、企業及び地域における取組みの推進に資する学習機会を提供	約5,000人	通年	
・女性学級事業	区、地域において、女性自らが地域課題や生活課題を中心として系統的に学習する機会をつくることで女性の社会参画を促進するための人材を養成する	約10,000人	通年	
4. 相談事業 ・女性のための悩み相談	チャレンジ相談、こころ・からだの悩み相談、再就職相談等		通年	
・男性のための悩み相談 ・DV対策事業	DV専門相談、緊急一時保護施設へのケースワーカー、カウンセラーの派遣		通年 通年	
5. 情報収集·提供 •	クレオ大阪各館で、レファレンス(図書・情報提供)コーナーを運営		通年	
6. 苦情処理 ·大阪市男女共同参画施策苦情 処理制度	本市が実施する男女共同参画施策または本市が実施するその他の施策で男女共同参画の推進に影響を及ぼすと 認められる苦情について調査		申出時	
7. 交流促進 ・クレオフェスタ事業	クレオ大阪各館で、グループや市民との協働により館の利用を促進し、地域における男女共同参画の推進につなげる		11~12月	
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・大阪市男女共同参画企業顕彰	市・市民・事業者が協働した男女共同参画推進の一環として、働く一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる職場づくりに向けて、効果的な取組みを進めておられる市内の中小企業等を表彰			
9. 国際交流·海外派遣事業 ·	クレオ大阪各館において日本語教室を開設し、地域における多文化共生への取組みと連動した男女共同参画を推進	延べ5,000人	通年	
10. 調査研究 •	関連分野の研究機関等と広く連携し、男女共同参画に関する基礎データの収集、調査、研究開発を行うとともに、 市民、グループ等の自主的な研究活動を支援			
11. その他 ・女性のための起業支援事業	起業準備オフィス(チャレンジオフィス)を提供し、起業をめ ざす女性を支援		通年	
<ul><li>・子育て世代の男女の仕事と家庭 の両立支援事業</li></ul>	携帯電話の活用による情報(メールマガジン)の提供 ママの再チャレンジ応援事業		随時	

政令指定都市名	大阪市
以节拍正都甲石	人拟巾

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に〇をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)					
平成22年4月1日現在	0	平成22年5月1日現在	その他:平成 年 月 日現在		

### 1 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

\*調査実施時に設置義務のある審議会等のうち、平成22年3月に内閣府で把握したものを下記に掲載しております。

新たに追加・変更・廃止等ございましたら、下記の表に追記のうえ、委員数等を記入していただけますようお願いいたします。

		審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行って いないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
	1	市町村防災会議	49	2	4.1	
	2	民生委員推薦会	13	4	30.8	
	3	国民健康保険運営協議会	29	11	37.9	
	4	地方社会福祉審議会	31	12	38.7	
	5	土地利用審査会	7	3	42.9	
	6	地方障害者施策推進協議会	12	5	41.7	
	7	公害健康被害認定審査会	18	3	16.7	
×	8	損害評価会				
	9	地方港湾審議会	28	6	21.4	
	10	土地区画整理審議会	26	1	3.8	審議会数3
	11	建築審査会	7	2	28.6	
	12	開発審査会	7	3	42.9	
	13	介護認定審査会	1,067	376	35.2	
	14	精神医療審査会	10	4	40.0	
	15	市町村国民保護協議会	34	4	11.8	
	16	地方独立行政法人評価委員会	14	6	42.9	委員会数2
	17	感染症診査協議会	11	4	36.4	
	18	市町村都市計画審議会	30	9	30.0	
	19	市街地再開発審査会	20	8	40.0	審査会数3
	20	障害程度区分認定審査会	213	83	39.0	
		合 計	1,626	546	33.6	

## 2 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	33 E (						
	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考		
1	教育委員会	6	2	33.3			
2	選挙管理委員会	100	17	17.0			
3	人事委員会 <del>又は公平委員会</del>	3	0	0.0			
4	監査委員	4	1	25.0			
5	農業委員会	19	0	0.0			
6	固定資産評価審査委員会	12	5	41.7			
	合 計	144	25	17.4			

#### 3 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況

審議会等数	うち 女性委員を含む	延総委員等数	延女性委員等数	女性委員割合
	審議会等数	(人)	(人)	(%)
62	55	2,073	713	34.4